

国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律（案）

目次

第一章	総則（第一条—第五条）
第二章	事務等移譲基本方針（第六条）
第三章	事務等移譲計画の認定（第七条—第十四条）
第四章	事務等の移譲等（第十五条—第十九条）
第五章	認定を受けた特定広域連合等に関する特例等
第一節	認定を受けた特定広域連合等に関する特例（第二十条—第二十三条）
第二節	非常事態における管轄行政機関の長の要請等（第二十四条—第二十六条）
第六章	事務等の移譲に伴う措置
第一節	事務等の移譲に伴う経過措置（第二十七条）
第二節	職員の引継ぎ等（第二十八条—第三十六条）
第三節	権利義務の承継（第三十七条）

第四節 財政上の措置（第三十八条）

第七章 事務等移譲推進本部（第三十九条—第四十八条）

第八章 雑則（第四十九条—第五十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うようにするため、国の特定地方行政機関の事務及び事業（以下「事務等」という。）の特定広域連合等への移譲についての基本理念、事務等移譲基本方針の策定、事務等移譲計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定が行われた場合における事務等の移譲、事務等移譲推進本部の設置等について定めることにより、国の特定地方行政機関の事務等の地方公共団体への移譲を推進し、もって国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定地方行政機関」とは、地方支分部局（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十三条及び第五十七条並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関であつて、その管轄区域が平成二十四年四月一日現在における一の都道府県の区域を超えるもの又はその管轄区域が北海道の区域若しくは沖縄県の区域であるものをいい、その所掌事務を分掌する国の地方行政機関を含むものとする。

2 この法律において「移譲対象特定地方行政機関」とは、経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所をいう。

3 この法律において「特定広域連合」とは、二以上の都道府県が加入する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する広域連合であつて、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象特定地方行政機関の管轄区域（移譲対象特定地方行政機関の管轄区域のうち、当該管轄区域に含まれないこととする）について相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除き、当該移譲対象特定地方行政機関の名称が第七条第二項第二号に掲げる事項として定められた同条第一

項に規定する事務等移譲計画が同条第四項の規定による認定を受けた場合において、当該事務等移譲計画に定められた同条第二項第五号に規定する開始日以後は、当該開始日の前日における当該移譲対象特定地方行政機関の管轄区域をいうものとする。次項、同条第四項第三号及び第十二条において同じ。）を包括するものをいう。

4 この法律において「特定広域連合等」とは、特定広域連合又は移譲対象特定地方行政機関の管轄区域を包括する都道府県をいう。

5 この法律において「移譲事務等」とは、移譲対象特定地方行政機関に関し、法律により規定された国の行政機関の長及び国の地方行政機関の長の権限に属する事務等が第十六条第一項、第十七条第一項及び第十八条第一項の規定により並びに政令又は主務省令により規定された国の行政機関の長及び国の地方行政機関の長の権限に属する事務等がそれぞれ政令又は主務省令の規定により、特定広域連合等の長に移譲される措置の対象となる事務等をいう。

(基本理念)

第三条 特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲は、国と特定広域連合等との適切な役割分担

及び密接な連携の下に特定広域連合等の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならない。

2 特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲は、当該特定広域連合等の区域内における住民の福祉の向上に寄与することを旨として、行われなければならない。

3 特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲は、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念にのっとり、第七条第四項の規定による認定（第九条第一項の規定による変更の認定を含む。次条及び第六条第二項第三号において「認定」という。）を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施に関し必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。

(認定を受けた特定広域連合等の責務)

第五条 認定を受けた特定広域連合等は、第三条に定める基本理念にのっとり、国に対し、移譲事務等に係る国の施策の企画及び立案並びに移譲事務等に関連する国の事務等の実施に関し必要な情報の提供その他

必要な協力をしなければならない。

2 認定を受けた特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、第三条に定める基本理念にのっとり、移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に資するため、当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等を移譲事務等と併せて当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない。

第二章 事務等移譲基本方針

第六条 政府は、特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する基本的な方針（以下「事務等移譲基本方針」という。）を定めなければならない。

2 事務等移譲基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の意義及び目標に関する事項

二 特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲を促進するために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 次条第一項に規定する事務等移譲計画の認定に関する基本的な事項

- 四 特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関し政府が講ずべき措置についての計画
- 五 特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の評価に関する基本的な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関し必要な事項
- 三 内閣総理大臣は、事務等移譲推進本部が作成した事務等移譲基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

四 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、事務等移譲推進本部が作成した事務等移譲基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。

五 内閣総理大臣は、前二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、事務等移譲基本方針を公表しなければならない。

第三章 事務等移譲計画の認定

(事務等移譲計画の認定)

第七条 特定広域連合等は、事務等移譲基本方針に即して、事務等の移譲を求めようとする移譲対象特定地方行政機関ごとに、内閣府令で定めるところにより、移譲対象特定地方行政機関の事務等の特定広域連合

等への移譲に関する計画（以下「事務等移譲計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 事務等移譲計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 移譲事務等を実施する特定広域連合等の名称
- 二 移譲対象特定地方行政機関の名称
- 三 特定広域連合等が移譲事務等を実施するためにその区域（特定広域連合にあつては、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域）内において設定する区域（以下「実施区域」という。）

四 事務等移譲計画の目標

五 特定広域連合等が移譲事務等を開始する日（以下「開始日」という。）

六 移譲事務等の実施体制に関する事項として内閣府令で定めるもの

七 特定広域連合にあつては、移譲事務等と併せて実施しようとする当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等に関する事項その他の移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等の実施に
関し必要な事項として内閣府令で定めるもの

3 特定広域連合等は、事務等移譲計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該事務等移譲計画にお
いて定めようとする実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上
、当該特定広域連合等の議会の議決を経なければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた事務等移譲計画が次に掲げる基準に適合する
と認めるときは、その認定をするものとする。

一 事務等移譲基本方針に適合するものであること。

二 移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該事務等移譲計画に定められた実施区域が、当該事務等移譲計画において第二項第二号に掲げる事
項としてその名称が定められた移譲対象特定地方行政機関の管轄区域又はこれと第二条第三項の政令で
定める区域の全部若しくは一部とを合わせた区域と一致するものであること。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に係る移譲事務

等について規定する法令を所管する国の行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、
当該行政機関の長は、当該事務等移譲計画が同項第二号に掲げる基準に適合すると認められるときは、同
意をするものとする。

6 内閣総理大臣は、第四項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第八条 特定広域連合を設置しようとする地方公共団体は、共同して、前条第一項の規定による認定の申請
をすることができる。この場合において、同条第三項中「特定広域連合等」とあるのは「特定広域連合を
設置しようとする地方公共団体」と、同条第四項中「事務等移譲計画が」とあるのは「事務等移譲計画に
第二項第一号に掲げる事項として定められた特定広域連合が設置された場合において、当該事務等移譲計
画が」とする。

（認定事務等移譲計画の変更）

第九条 特定広域連合等は、第七条第四項の規定による認定（この項の規定による変更の認定を含む。）を
受けた事務等移譲計画（以下「認定事務等移譲計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を
除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第七条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による認定事務等移譲計画の変更について準用する。
(報告の徴収)

第十条 内閣総理大臣は、第七条第四項の規定による認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。第三十三条を除き、以下「認定」という。）を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施の状況について報告を求めることができる。

(措置の要求)

第十一条 内閣総理大臣は、移譲事務等の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは、認定を受けた特定広域連合等に対し、当該移譲事務等の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の失効)

第十二条 認定を受けた特定広域連合が解散したとき、又は認定を受けた特定広域連合を組織する都道府県の区域を合わせた区域が認定事務等移譲計画において第七条第二項第二号に掲げる事項としてその名称が定められた移譲対象特定地方行政機関の管轄区域を包括しなくなったときは、認定は、その効力を失う。

(認定の取消し)

第十三条 内閣総理大臣は、認定を受けた特定広域連合等が第十一条の規定による要求に係る事項を行わず、認定の取消し以外の方法によつてその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、その認定を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による認定の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、当該認定に係る移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長の同意を得なければならない。

3 第七条第六項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

(認定が効力を失った場合及び認定を取り消した場合の措置)

第十四条 第十二条の規定により認定が効力を失った場合及び前条の規定により認定を取り消した場合における認定を受けた特定広域連合等が行った移譲事務等に係る許可等の処分その他の行為についての経過措置、移譲事務等に従事している当該特定広域連合等の職員の国への引継ぎに関する措置、移譲事務等に関し当該特定広域連合等有する権利及び義務の取扱いに関する措置その他の必要な措置については、別に法律で定める。

第四章 事務等の移譲等

(事務等の移譲)

第十五条 特定広域連合等が事務等移譲計画について認定を受けたときは、地方自治法第二百九十一条の二第一項の規定にかかわらず、法律により規定された事務等にあつては次条第一項、第十七条第一項及び第十八条第一項の規定で、政令により規定されたものにあつては政令で、主務省令により規定されたものにあつては主務省令で、それぞれ定めるところにより、移譲対象特定地方行政機関の事務等が当該特定広域連合等に移譲されるものとする。

(経済産業局関係の事務等の移譲)

第十六条 特定広域連合等が第七条第二項第二号に掲げる事項として経済産業局の名称が定められた事務等移譲計画について認定を受けたときは、当該事務等移譲計画に定められた開始日以後は、別表第一に掲げる法律により規定された内閣総理大臣及び経済産業大臣並びに経済産業局長の権限に属する事務等（同表に掲げる法律若しくは他の法律又はこれらの法律に基づく政令の規定により都道府県知事又は市町村長が行うこととされるものを除く。）のうち政令で定めるものであつて当該事務等移譲計画に定められた実施

区域に係るものは、政令で定めるところにより、当該特定広域連合等の長が行う。

2 前項の規定により認定を受けた特定広域連合等の長が行うこととされる事務等については、その適正な実施を確保するため必要がある場合には、当該特定広域連合等の長に対する国の関与（同意、許可、認可又は承認、指示、特定広域連合等との協議その他一定の行政目的を実現するため特定広域連合等に対して具体的かつ個別的に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名宛人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）をいい、特定広域連合等がその固有の資格において当該行為の名宛人となるものに限り、国の特定広域連合等に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。次条第二項及び第十八条第二項において同じ。）を政令で定めることができる。

(地方整備局関係の事務等の移譲)

第十七条 特定広域連合等が第七条第二項第二号に掲げる事項として地方整備局の名称が定められた事務等移譲計画について認定を受けたときは、当該事務等移譲計画に定められた開始日以後は、別表第二に掲げる法律により規定された国土交通大臣及び地方整備局長の権限に属する事務等（同表に掲げる法律若しく

は他の法律又はこれらの法律に基づく政令の規定により都道府県知事又は市町村長が行うこととされるものを除く。）のうち政令で定めるものであって当該事務等移譲計画に定められた実施区域に係るものは、政令で定めるところにより、当該特定広域連合等の長が行う。

2 前項の規定により認定を受けた特定広域連合等の長が行うこととされる事務等については、その適正な実施を確保するため必要がある場合には、当該特定広域連合等の長に対する国の関与を政令で定めることができる。

（地方環境事務所関係の事務等の移譲）

第十八条 特定広域連合等が第七条第二項第二号に掲げる事項として地方環境事務所の名称が定められた事務等移譲計画について認定を受けたときは、当該事務等移譲計画に定められた開始日以後は、別表第三に掲げる法律により規定された環境大臣及び地方環境事務所長の権限に属する事務等（同表に掲げる法律若しくは他の法律又はこれらの法律に基づく政令の規定により都道府県知事又は市町村長が行うこととされるものを除く。）のうち政令で定めるものであって当該事務等移譲計画に定められた実施区域に係るものは、政令で定めるところにより、当該特定広域連合等の長が行う。

2 前項の規定により認定を受けた特定広域連合等の長が行うこととされる事務等については、その適正な実施を確保するため必要がある場合には、当該特定広域連合等の長に対する国の関与を政令で定めることができる。

（実施計画）

第十九条 認定を受けた特定広域連合等は、内閣府令・主務省令で定めるところにより、認定事務等移譲計画に定められた開始日の属する年度以降において毎年度、当該認定事務等移譲計画に係る移譲事務等の実施に関する計画（以下この条及び次条第四項第三号において「実施計画」という。）を作成し、当該移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。実施計画の変更（内閣府令・主務省令で定める軽微な変更を除く。次項及び同号において同じ。）をしようとするときも、同様とする。

2 認定を受けた特定広域連合等は、実施計画を作成し、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、当該実施計画に係る実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経なければならない。

第五章 認定を受けた特定広域連合等に関する特例等

第一節 認定を受けた特定広域連合等に関する特例

(執行機関等の特例)

第二十条 認定を受けた特定広域連合については、地方自治法第二百九十一条の十三の規定にかかわらず、同法第二百八十七条の三第二項の規定は、準用しない。

2 認定を受けた特定広域連合は、当該特定広域連合の規約で定めるところにより、当該特定広域連合の長の附属機関として特定広域連合委員会を置くことができる。

3 特定広域連合委員会は、認定を受けた特定広域連合を組織する地方公共団体の長のうちから当該特定広域連合の規約で定めるものをもって組織する。

4 特定広域連合委員会を置く認定を受けた特定広域連合の長は、次の場合には、特定広域連合委員会の意見を聴くものとする。

- 一 条例の制定又は改廃につき、認定を受けた特定広域連合の議会にその議案を提出しようとするとき。
- 二 予算を調製しようとするとき。

三 実施計画を作成し、又はその変更をしようとするとき。

四 前三号に掲げるもののほか、認定を受けた特定広域連合の施策に関する重要事項であつて当該特定広域連合の規約で定めるものを決定し、又は変更しようとするとき。

5 認定を受けた特定広域連合の長は、前項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、特定広域連合委員会の運営に関し必要な事項は、特定広域連合委員会が定める。

(移譲事務等の執行を補佐する職の設置)

第二十一条 認定を受けた特定広域連合等に、移譲事務等の円滑かつ確実な実施のため、認定事務等移譲計画ごとに、移譲事務等に関し、当該特定広域連合等の長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督する常勤の職を置くものとする。

2 前項の職にある職員は、地方自治法第二百九十条の四第四項の規定にかかわらず、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。)又は他の地方公

、共同体の議会の議員若しくは長その他の職員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）と兼ねることができない。

（地方自治法等の特例）

第二十二條 地方自治法第二百五十二條の四十五の規定は、認定を受けた特定広域連合については、適用しない。

2 認定を受けた特定広域連合は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七條第三項の規定にかかわらず、人事委員会を置くものとする。

（他の法令の適用）

第二十三條 認定を受けた特定広域連合等又はその職員については、政令で定めるところにより、国の地方行政機関又はその職員とみなして、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二條第四号その他の国の地方行政機関又はその職員に関する法令の規定（国民の生命、身体若しくは財産の保護、国民の利便の確保又は地域における行政の適切な実施のために設けられたものとして政令で定める規定に限る。）を適用する。

第二節 非常事態における管轄行政機関の長の要請等

（非常事態における管轄行政機関の長の要請）

第二十四條 認定事務等移譲計画において第七條第二項第二号に掲げる事項としてその名称が定められた移譲対象特定地方行政機関（以下「移譲元特定地方行政機関」という。）を当該認定事務等移譲計画に定められた開始日の前日に管轄していた国の行政機関の長（次条において「管轄行政機関の長」という。）は、地震、台風、水火災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策又は災害復旧その他非常事態への対処のため必要があると認めるときは、当該認定事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等（次項、次条及び第二十六條において「移譲先特定広域連合等」という。）の長に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた移譲先特定広域連合等は、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、当該要請に応じなければならない。

（非常事態における管轄行政機関の長の指示）

第二十五條 管轄行政機関の長は、災害対策基本法第二十八條の二に規定する緊急災害対策本部が設置され

た場合その他これに準ずる非常事態の場合として政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために移譲先特定広域連合等の協力が特に必要であると認めるときは、移譲先特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

(派遣職員の身分取扱い)

第二十六条 第二十四条の規定による要請又は前条の規定による指示に基づき移譲先特定広域連合等から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 事務等の移譲に伴う措置

第一節 事務等の移譲に伴う経過措置

第二十七条 認定事務等移譲計画に定められた開始日前に国の行政機関の長又は移譲元特定地方行政機関の長が法令の規定によりした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為（当該認定事務等移譲計画に係る移譲事務等に関するものに限る。以下この項において「処分等」という。）は、当該開始日以後においては、当該認定事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等の長がした処分等とみなし、当該開始日前に法令の規定により国の行政機関の長又は移譲元特定地方行政機関の長に対してした申請、届出その他の

行為（当該認定事務等移譲計画に係る移譲事務等に関するものに限る。以下この項において「申請等」という。）は、当該開始日以後においては、当該特定広域連合等の長に対してした申請等とみなす。

2 認定事務等移譲計画に定められた開始日前に法令の規定により国の行政機関の長又は移譲元特定地方行政機関の長に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項（当該認定事務等移譲計画に係る移譲事務等に関するものに限る。）で、当該開始日前にその手続がされていないものについては、当該開始日以後においては、これを、当該法令の規定により当該認定事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等の長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。

第二節 職員の引継ぎ等

(職員の引継ぎ等)

第二十八条 認定事務等移譲計画に定められた開始日の前日において現に当該認定事務等移譲計画に係る移譲元特定地方行政機関の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該開始日において、当該認定事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等の相当の職員となるものとする。

第二十九条 認定事務等移譲計画に定められた開始日前に当該認定事務等移譲計画に係る移譲元特定地方行政機関を退職した者が国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条第一項に規定する定年退職者等に該当するときは、その者を当該認定事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等の地方公務員法第二十八条の四第一項に規定する定年退職者等とみなして、同条及び同法第二十八条の五の規定を適用する。

第三十条 第二十八条の規定により認定を受けた特定広域連合等の職員となった者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については、第二十八条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同法第二十九条に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第三十一条 第二十八条の規定により認定を受けた特定広域連合等の職員となった者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定による退職手当は、支給しない。この場合において、認定を受けた特定広域連合等は、その者の同法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続き続いた在職期間を当該特定広域連合等の職員としての引き続き続いた在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

第三十二条 認定を受けた特定広域連合等は、認定事務等移譲計画に定められた開始日の前日に当該認定事務等移譲計画に係る移譲元特定地方行政機関の職員として在職し、第二十八条の規定により当該特定広域連合等の職員となった者のうち当該職員となった日から雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該特定広域連合等を退職したものであって、その退職した日まで当該移譲元特定地方行政機関の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給する措置を講ずるものとする。

（児童手当に関する経過措置）

第三十三条 第二十八条の規定により第十条に規定する認定を受けた特定広域連合等の職員となった者であつて、第二十八条の認定事務等移譲計画に定められた開始日の前日において当該職員が所属していた各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。）の長又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ

。の規定による認定を受けているもの（同法第十条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当又は同法附則第二条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十一条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当又は特例給付の支払を一時差し止められている者を除く。）が、当該開始日において児童手当又は特例給付の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、当該開始日において同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項の規定による当該特定広域連合等の長又はその委任を受けた者の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該開始日の前日の属する月の翌月から始める。

（労働組合に関する経過措置）

第三十四条 認定事務等移譲計画に定められた開始日の前日において現に存する国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号。次条及び第三十六条第一項において「国公労法」という。）第

二条第二号に規定する労働組合（次条及び第三十六条において単に「労働組合」といい、その組合員の過半数が第二十八条の規定により当該認定事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等の職員となる者であるものに限る。）であつて、法人であるものは、当該開始日において、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第二条第五項に規定する法人である職員団体等となるものとする。

2 前項の規定により職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第二条第五項に規定する法人である職員団体等となつたものは、次の各号のいずれかに該当する場合は、同法第二十七条の規定の適用については、同条第四号又は第五号に掲げる事由に該当するものとみなす。

一 前項の認定事務等移譲計画に定められた開始日から起算して六十日を経過する日までに地方公務員法第五十三条第一項の規定により登録を申請し、かつ、同日までに引き続き法人格を有する旨を当該認定事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等の人事委員会に申し出ない場合又は同日までにその規約について職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第四条の規定により認証を申請しない場合

二 前項の認定事務等移譲計画に定められた開始日から起算して六十日を経過する日までに地方公務員法

第五十三条第一項の規定により登録を申請し、かつ、同日までに引き続き法人格を有する旨を当該認定事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等の人事委員会に申し出た場合又は同日までにその規約について職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第四条の規定により認証を申請した場合において、登録又は認証をしない旨の処分があったとき。

三 前項の認定事務等移譲計画に定められた開始日から起算して六十日を経過する日までにその規約について職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第四条の規定により認証を申請した場合において、その主たる事務所の所在地において、認証する旨の通知を受けた日から二週間以内に設立の登記をしないとき。

3 第二項の規定により職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第二条第五項に規定する法人である職員団体等となったものについては、第一項の認定事務等移譲計画に定められた開始日から起算して六十日を経過する日までは、地方公務員法第五十二条第三項ただし書の規定は、適用しない。

4 第一項の規定により職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第二条第五項に規定する法人である職員団体等となったものであつて、地方公務員法第五十三条第五項の規定による登録する旨の通知を受け

たものは、その主たる事務所の所在地において、引き続き法人格を有する旨を第二項第二号に規定する人事委員会に申し出た日から二週間以内に設立の登記をしなければならない。

（職員団体のための職員の行為の制限に関する経過措置）

第三十五条 第二十八条の規定により認定を受けた特定広域連合等の職員となった者に対する地方公務員法第五十五条の二の規定の適用については、国公労法第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間を地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により登録を受けた職員団体の業務に専ら従事した期間とみなす。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第三十六条 認定事務等移譲計画に定められた開始日前に国公労法第三条第一項に規定する当局（次項において「当局」という。）が当該認定事務等移譲計画に係る移譲元特定地方行政機関の職員（第二十八条の規定により認定を受けた特定広域連合等の職員となった者に限る。）又は当該認定事務等移譲計画に定められた開始日の前日において現に存した労働組合（その組合員の過半数が第二十八条の規定により当該認定事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等の職員となった者であるものに限る。次項において同じ

。(一) に対してした行為についての国公労法第十九条第一項の申立てについては、なお従前の例による。

2 認定事務等移譲計画に定められた開始日の前日において現に中央労働委員会に係属している当局と同日において現に存した労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件（同日までの期間についての勤務条件に関するものに限る。）については、なお従前の例による。

第三節 権利義務の承継

第三十七条 認定事務等移譲計画に定められた開始日の前日において当該認定事務等移譲計画に係る移譲事務等に関し現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、当該開始日において、当該認定事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等が承継する。

第四節 財政上の措置

第三十八条 国は、第三条に定める基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第七章 事務等移譲推進本部

（設置）

第三十九条 特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲を推進するため、内閣に、事務等移譲推

進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第四十条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 事務等移譲基本方針の案の作成に関すること。
- 二 事務等移譲基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。
- 三 この法律の規定による特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の評価に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（組織）

第四十一条 本部は、事務等移譲推進本部長、事務等移譲推進副本部長及び事務等移譲推進本部員をもって組織する。

（事務等移譲推進本部長）

第四十二条 本部の長は、事務等移譲推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（事務等移譲推進副本部長）

第四十三条 本部に、事務等移譲推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（事務等移譲推進本部員）

第四十四条 本部に、事務等移譲推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第四十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法

人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務）

第四十六条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第四十七条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第四十八条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 雑則

(主務省令)

第四十九条 この法律における主務省令は、国の行政機関の長及び国の地方行政機関の長の権限に属する事務等について規定する法令を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。

(政令への委任)

第五十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第五十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四章（第十九条を除く。）、第五章及び第六章（第四節を除く。）並びに次条、附則第三条、第五条及び第六条の規定 平成二十六年十月一日

二 附則第七条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第八条の規定 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(事務の区分の特例)

第二条 第十六条第一項、第十七条第一項及び第十八条第一項の規定並びに第二十三条の規定によりみなして適用される法令の規定により認定を受けた特定広域連合等が処理することとされている事務（都道府県の地方自治法第二条第八項に規定する自治事務と同種のものその他の政令で定めるものを除く。）は、当分の間、同法その他の法令の規定の適用については、同法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託

事務とみなす。

(国有財産の無償使用等)

第三条 国は、当分の間、認定事務等移譲計画に定められた開始日の前日において当該認定事務等移譲計画に係る移譲事務等に関し現に当該認定事務等移譲計画に係る移譲元特定地方行政機関により使用されていた国有財産又は当該移譲事務等に関し当該移譲元特定地方行政機関において使用するため同日において整備中の国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、当該移譲事務等の用に供するため、当該認定事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等に無償又は時価より低い対価で使用させることができる。

(経過措置)

第四条 この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法の一部を次のように改正する。

附則第二十条の五の次に次の一条を加える。

第二十條の六 当分の間、第二條第十項中「法律に定める法定受託事務」とあるのは、「法律に定める法定受託事務(法定受託事務とみなされる事務を含む。以下この項において同じ。)」とする。
別表第一に次のように加える。

国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律(平成二十四年法律第 号)	第十六條第一項、第十七條第一項及び第十八條第一項の規定並びに第二十三條の規定によりみなして適用される法令の規定により特定広域連合等が処理することとされている事務(都道府県の自治事務と同種のものその他の政令で定めるものを除く。)
--------------------------------------	---

(登録免許税法の一部改正)

第六條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二條の次に次の一条を加える。

(特定広域連合等の長に事務等が移譲された場合の課税の範囲等)

第三十二條の二 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律(平成二十四年法律第 号)第

十六條第一項(経済産業局関係の事務等の移譲)、第十七條第一項(地方整備局関係の事務等の移譲)

又は第十八条第一項（地方環境事務所関係の事務等の移譲）の規定により同法第一条（目的）に規定する事務等を同法第七条第一項（事務等移譲計画の認定）に規定する事務等移譲計画について同条第四項の規定による認定（同法第九条第一項（認定事務等移譲計画の変更）の規定による変更の認定を含む。）を受けた同法第二条第四項（定義）に規定する特定広域連合等の長が行う場合には、当該特定広域連合等の長が行う当該事務等に係る登記等については、登録免許税を課さない。

2 前項の規定の適用がある場合における登録免許税の還付の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七条 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十六条に次の一号を加える。

十七 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律（平成二十四年法律第 号）第四十五条第一項

（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第八条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十五条の見出しを「（遺失物法等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律（平成二十四年法律第 号）第四十五条第一項

（内閣府設置法の一部改正）

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律（平成二十四年法律第 号）第七条第一項に規定する事務等移譲計画の認定に関すること。

別表第一（第十六条関係）

一 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）

- 二 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
- 三 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）
- 四 工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）
- 五 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）
- 六 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）
- 七 伊東国際観光温泉文化都市建設法（昭和二十五年法律第二百二十二号）
- 八 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）
- 九 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）
- 十 鉱業法施行法（昭和二十五年法律第二百九十号）
- 十一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）
- 十二 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）
- 十三 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）
- 十四 商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）

- 十五 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百四十五号）
- 十六 信用保証協定会法（昭和二十八年法律第九十六号）
- 十七 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）
- 十八 下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）
- 十九 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）
- 二十 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）
- 二十二 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）
- 二十三 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）
- 二十四 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）
- 二十五 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百四号）
- 二十六 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）
- 二十七 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）

- 二十八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）
- 二十九 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）
- 三十 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）
- 三十一 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）
- 三十二 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）
- 三十三 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）
- 三十四 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）
- 三十五 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）
- 三十六 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）
- 三十七 計量法（平成四年法律第五十一号）
- 三十八 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）
- 三十九 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）
- 四十 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）

- 四十一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）
- 四十二 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）
- 四十三 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）
- 四十四 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七十七号）
- 四十五 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）
- 四十六 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第一百三十一号）
- 四十七 アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）
- 四十八 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第一百十六号）
- 四十九 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）
- 五十 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）
- 五十一 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）
- 五十二 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）
- 五十三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）

五十四 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）

五十五 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）

五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）

五十七 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）

五十八 統計法（平成十九年法律第五十三号）

五十九 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）

六十 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）

六十一 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）

六十二 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十二年法律第八十号）

六十三 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）

六十四 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

別表第二（第十七条関係）

一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）

二 運河法（大正二年法律第十六号）

三 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）

四 公益信託ニ関スル法律

五 建設業法（昭和二十四年法律第百号）

六 中小企業等協同組合法

七 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）

八 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）

九 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）

- 十 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）
- 十一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）
- 十二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）
- 十三 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）
- 十四 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）
- 十五 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）
- 十六 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）
- 十七 道路法（昭和二十七年法律第八十号）
- 十八 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）
- 十九 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）
- 二十 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）
- 二十一 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）
- 二十二 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）

- 二十三 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）
- 二十四 駐車場法（昭和三十二年法律第六号）
- 二十五 中小企業団体の組織に関する法律
- 二十六 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）
- 二十七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）
- 二十八 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）
- 二十九 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）
- 三十 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）
- 三十一 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）
- 三十二 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三十四号）
- 三十三 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）
- 三十四 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）

三十五 河川法

三十六 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）

三十七 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）

三十八 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）

三十九 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）

四十 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第三百三号）

四十一 砂利採取法

四十二 都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）

四十三 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）

四十四 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）

四十五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）

四十六 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）

四十七 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）

四十八 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）

四十九 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）

五十 エネルギーの使用の合理化に関する法律

五十一 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）

五十二 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）

五十三 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）

五十四 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）

五十五 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）

五十六 資源の有効な利用の促進に関する法律

五十七 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）

五十八 水道原水水质保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）

五十九 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）

六十 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）

六十一 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）

六十二 地球温暖化対策の推進に関する法律

六十三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律

六十四 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）

六十五 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法

六十六 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

）

六十七 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）

六十八 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）

六十九 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）

七十 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）

七十一 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）

七十二 個人情報保護に関する法律

七十三 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）

七十四 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）

七十五 景観法（平成十六年法律第一百十号）

七十六 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

七十七 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

七十八 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

七十九 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）

八十 犯罪による収益の移転防止に関する法律

八十一 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律

八十二 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）

八十三 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）

八十四 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

八十五 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）

八十六 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）

八十七 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）

八十八 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）

八十九 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）

九十 福島復興再生特別措置法

別表第三（第十八条関係）

一 公益信託ニ関スル法律

二 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）

三 中小企業等協同組合法

四 自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）

五 下水道法

六 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）

七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）

八 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）

九 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十九号）

十 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）

十一 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）

十二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百十七号）

十三 エネルギーの使用の合理化に関する法律

十四 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）

十五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

十六 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）

十七 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）

十八 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

十九 特定家庭用機器再商品化法

二十 地球温暖化対策の推進に関する法律

二十一 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）

二十二 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法

二十三 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

二十四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）

二十五 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）

二十六 使用済自動車の再資源化等に関する法律

二十七 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

二十八 個人情報保護に関する法律

二十九 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）

三十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）

三十一 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

三十二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

三十三 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）

三十四 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

三十五 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出

された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百十号）

三十六 東日本大震災復興特別区域法

三十七 福島復興再生特別措置法

理 由

地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うようにするため、国の特定地方行政機関の事務及び事業の特定広域連合等への移譲についての基本理念、事務等移譲基本方針の策定、事務等移譲計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定が行われた場合における事務等の移譲、事務等移譲推進本部の設置等について定めることにより、国の特定地方行政機関の事務及び事業の地方公共団体への移譲を推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。